

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化や世帯規模の縮小化等に伴い、私たちが住む地域には、一人暮らしで話し相手のいない高齢者、障がいがあり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。また、価値観や生活様式の多様化等により人と人とのつながりが希薄になる中で、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立したりするといった問題も生じています。

これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題への対応は、もはや行政による対象者ごとの福祉サービスだけでは十分とは言えません。住民誰もが幸せに暮らせる地域社会を実現するためには、地域の人びとの支え合い・助け合いはもとより、地域の防犯・防災、自然環境の保護などの住民活動と一体になった広い意味での地域福祉活動が求められています。

こうしたことから、住民一人ひとりの福祉に対する意識を変え、地域への参加意識を高めながら、地域の中で孤立している人たちを結びつけ、生涯を通してお互いの人間関係を深めていくために必要となる施策やしくみづくりを進めていくことが必要になります。

同時に、地域住民、N P O (=Non-Profit Organization、民間の非営利組織)、ボランティア団体等の市民組織、社会福祉事業者及び行政が各々の役割を明確にしながら連携し、新しい地域社会をつくっていくことが必要です。

以上のようなことから、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わり、すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進めていくための指針となるべき計画として、「小美玉市地域福祉計画」を策定しました。

## 2 法令等の根拠及び計画の性格

### 【社会福祉法から抜粋】

#### 【地域福祉の推進】

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### 【市町村地域福祉計画】

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### ■計画の位置づけ

平成21年度を初年度とする「小美玉市総合計画」における地域福祉分野を推進するための基本計画としての性格を持ちます。

また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

### ■計画の性格

本市には、「小美玉市子育て・子育ち支援計画」、「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」、「第1次小美玉市障がい者計画・第2期小美玉市障がい福祉計画」などの個別計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などは、各個別計画に基づいて推進します。

一方、本地域福祉計画はこれらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念と地域福祉を進めていくための基本的な方向を内容とします。

## ■上位計画・地域福祉関連計画等との関係図

### 小美玉市総合計画

#### ●まちづくりの基本理念

- 「協働と連携で自立性の高いまちへ」
- 「自然が彩るふるさとの文化が息づくまちへ」
- 「人・もの・情報が集う新しいまちの交流へ」

#### ●将来像

- 「人が輝く 水と緑の交流都市」

#### ●基本目標

- 1 みんなで創る自治のまち
- 2 未来を拓く快適・便利なまち
- 3 うるおいのある安全・安心なまち
- 4 ぬくもりにあふれる健やかなまち
- 5 活力に満ちた産業のまち
- 6 個性豊かな教育・文化のまち
- 7 信頼で築く自主・自立のまち

### ◎小美玉市地域福祉計画

#### 小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画 【基本理念】

好きだから「このまちでずっと過ごすために  
-新たな福祉社会づくりをめざして-

#### 第1次小美玉市障がい者計画・第2期小美玉市障がい福祉計画 【基本理念】

「ノーマライゼーション」と「完全参加」

#### 小美玉市子育て・子育ち支援計画 【基本理念】

ともに育ち、ともに支えあいながら 喜びと夢に満ちた、心豊かな次代を育てよう

### 3 計画の期間

---

本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とします。

なお、平成26年度に計画の見直しを行うものとします。

### 4 計画の策定体制

---

#### (1) 小美玉市地域福祉計画策定委員会の設置

「小美玉市地域福祉計画」の策定は、学識経験者、市議会議員、福祉関係者、保健医療関係者、行政機関関係者などの委員からなる「小美玉市地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

#### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向などを把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を行いました。

##### ■アンケート調査の概要

対象	配布数	回収数	回収率
満20歳以上の市民	2,000人	826人	41.3%

調査の方法：満20歳以上の市内在住者より無作為に抽出し、郵送による配布回収

実施時期：平成21年10月30日～11月10日

# 第2章 地域福祉に関する現状

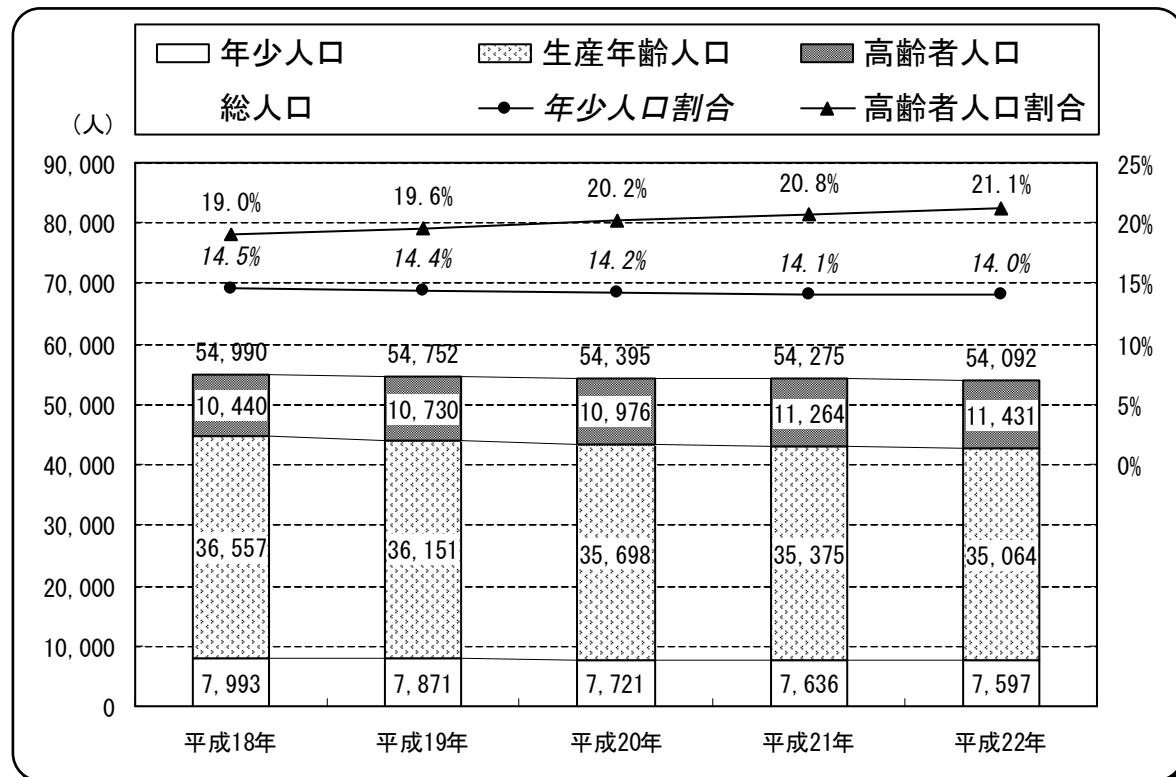
## 1 人口・世帯の構造等

### (1) 人口の推移

住民基本台帳と外国人登録から本市の人口推移をみてみると、総人口では減少傾向を示しており、平成22年では54,092人となっています。

また、年少人口(15歳未満)割合は減少傾向、高齢者人口(65歳以上)割合は増加傾向にあり、平成22年では年少人口割合が14.0%に対し、高齢者人口割合は21.1%と上回り、両者の差は大きくなっています。

●図表2-1 人口推移



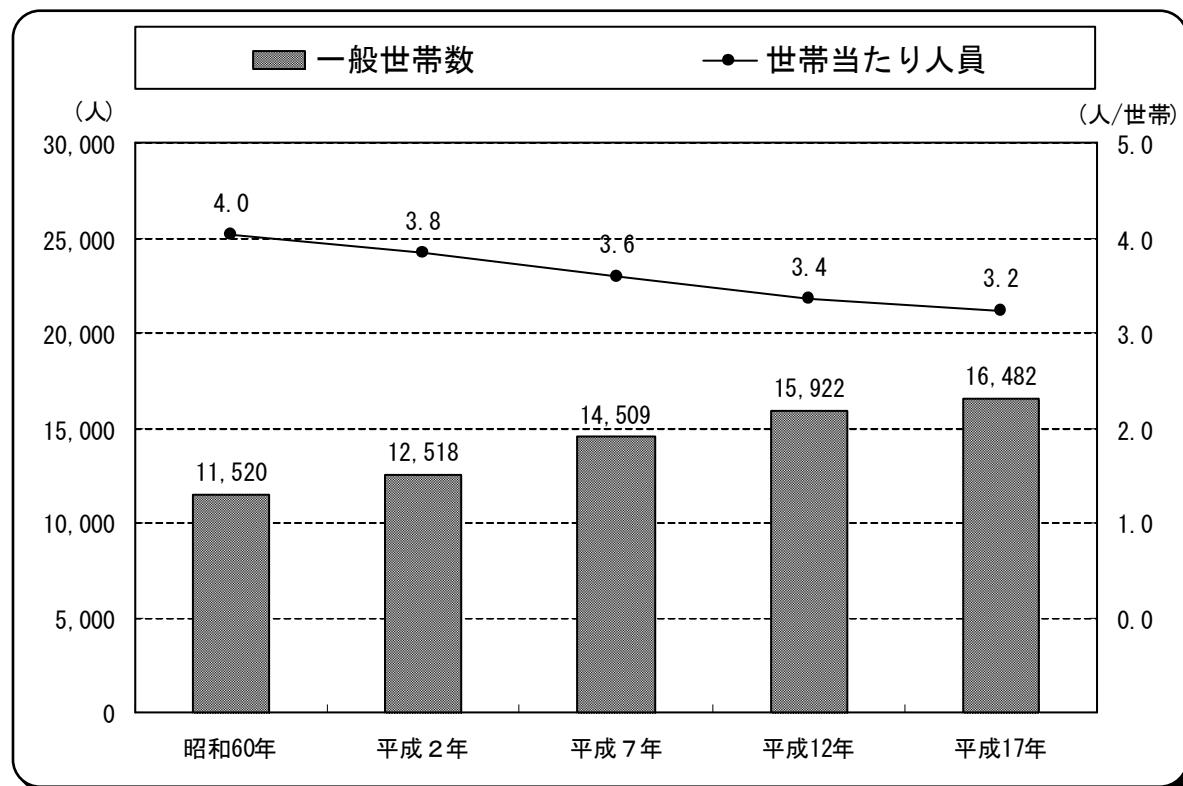
資料：住民基本台帳(毎年4月1日現在)及び外国人登録(毎年3月31日現在、平成22年のみ12月28日現在)  
年齢不詳除く

## (2) 世帯数の推移

世帯数では昭和 60 年の 11,520 世帯から平成 17 年の 16,482 世帯へと増加しています。

一方、世帯当たりの人員では昭和 60 年での 4.0 人から平成 17 年での 3.2 人へと減少傾向が続いており、核家族化やひとり暮らし世帯の割合が増加していると考えられます。

●図表 2-2 世帯数及び世帯当たり人員推移



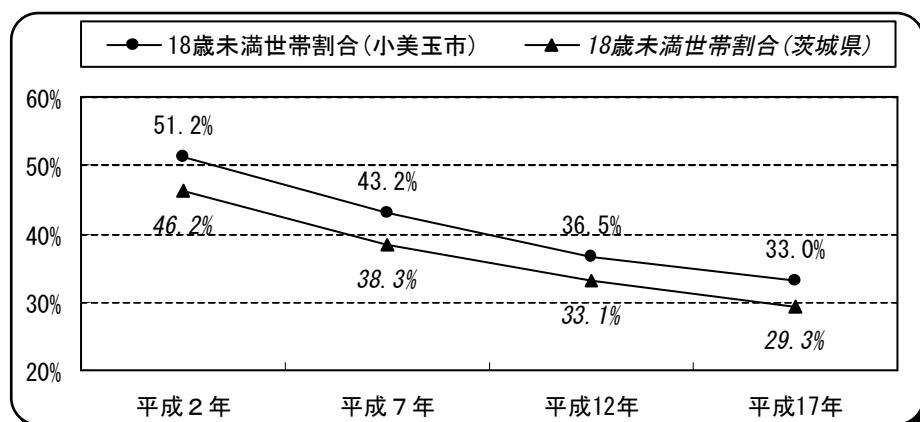
資料：国勢調査

## ■子どものいる世帯

一般世帯に占める 18 歳未満児童のいる世帯の割合は、平成 2 年での 51.2% から平成 17 年では 33.0% まで減少しており、子どものいる世帯が減少していくことがわかります。

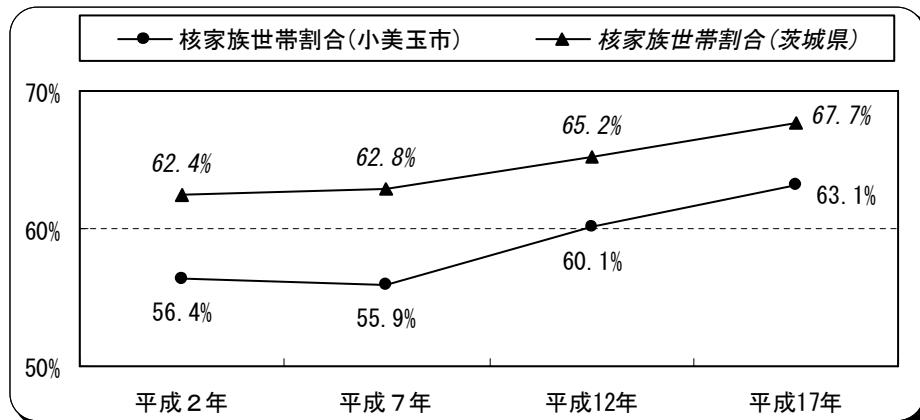
また、その中で親と子どもだけのいわゆる核家族世帯の割合は約 6 割にのぼり、平成 17 年では 63.1% にまで増加しています。

●図表 2-3 18 歳未満児童のいる世帯割合推移



資料：国勢調査

●図表 2-4 18 歳未満児童のいる世帯に占める核家族世帯割合推移

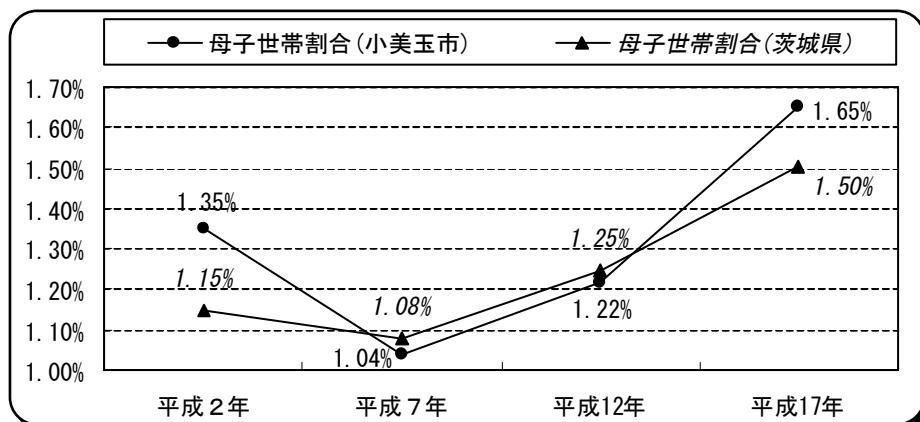


資料：国勢調査

### ■母子・父子世帯

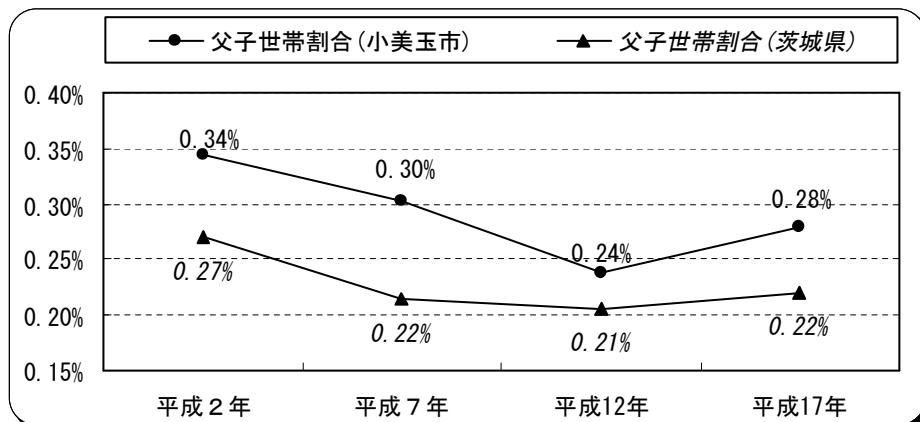
一般世帯に占める母子世帯(母親と20歳未満の子どもだけの世帯)の割合は、平成7年以降増加しており、平成17年では1.65%となっています。また、父子世帯(父親と20歳未満の子どもだけの世帯)の割合は、県平均よりも高く、0.3%前後を推移しています。

●図表2-5 母子世帯割合推移



資料:国勢調査

●図表2-6 父子世帯割合推移



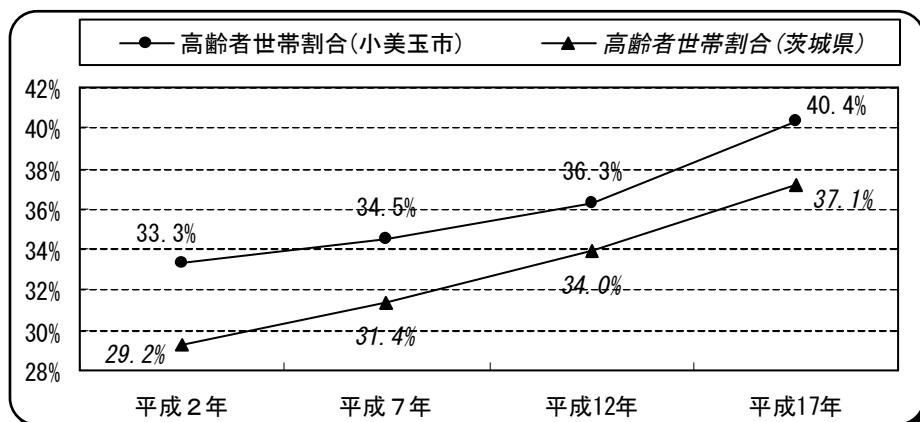
資料:国勢調査

### ■高齢者のいる世帯

一般世帯に占める 65 歳以上の高齢者がいる世帯の割合は、平成 2 年での 33.3% から平成 17 年では 40.4% まで増加しており、高齢者のいる世帯が増加していることがわかります。

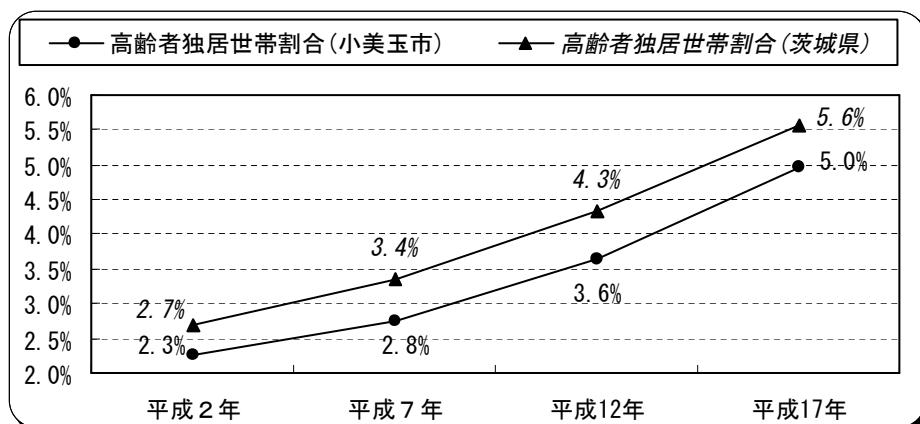
また、一般世帯に占める高齢者ひとり暮らしのいわゆる高齢者独居世帯の割合は、平成 2 年で 2.3% だったものが平成 17 年では 5.0% と 2 倍の伸びを示しています。

●図表 2-7 高齢者世帯割合推移



資料：国勢調査

●図表 2-8 高齢者独居世帯割合推移



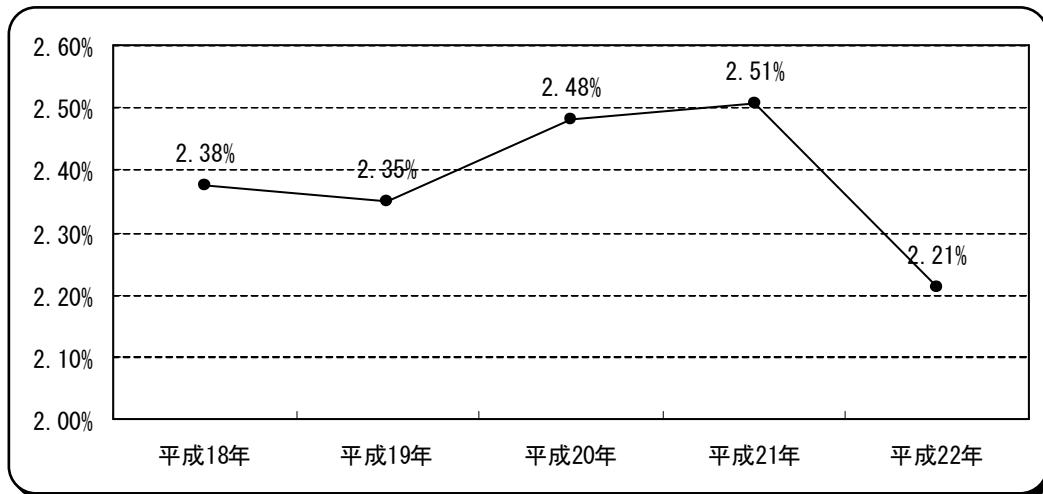
資料：国勢調査

### (3) 外国人登録

総人口に占める外国人登録者の割合では、平成 19 年以降上昇していたものが、平成 22 年では減少に転じ、2.21%となっています。

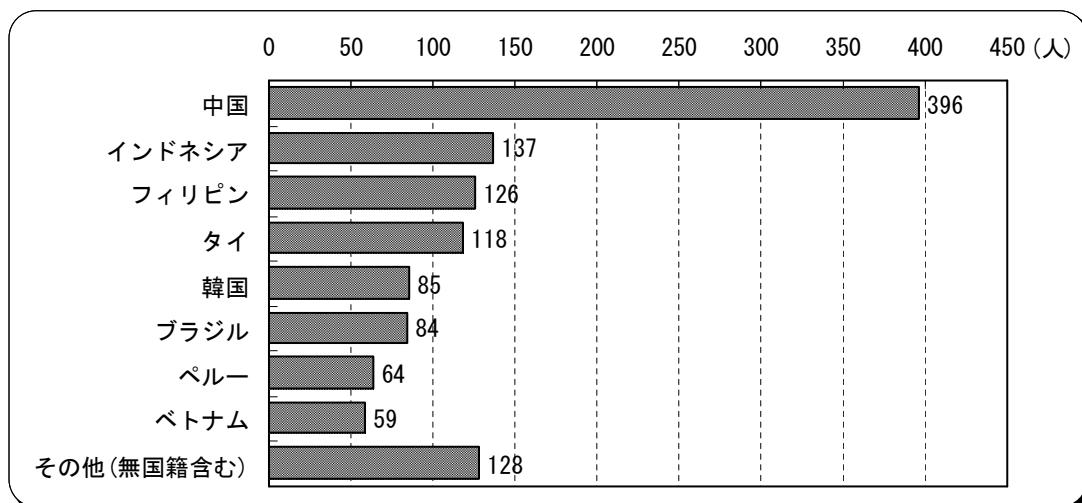
また、国籍では中国が飛び抜けて多く、外国人登録者の約 3 割を占めています。

●図表 2-9 外国人登録人口割合



資料:住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)及び外国人登録(各年 3 月 31 日現在、平成 22 年のみ 12 月 28 日現在)

●図表 2-10 国籍別外国人登録人口



資料:外国人登録(平成 22 年 12 月 28 日現在)

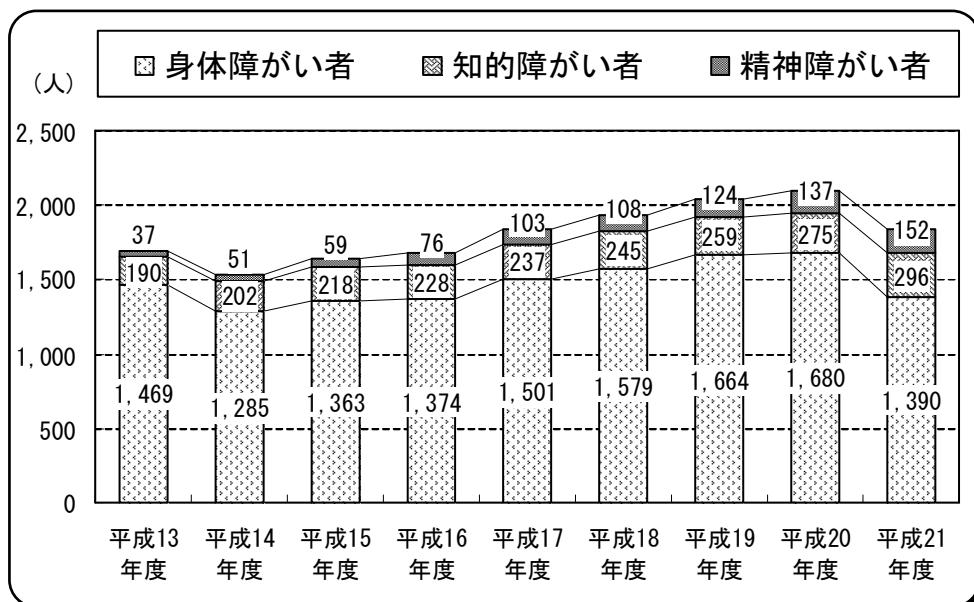
## 2 障がい者

### (1) 障がい者数の推移

障がい者（障がい者手帳所持者）の割合をみると、平成14年度以降、療育手帳所持者（知的障がい者）、精神障がい者保健福祉手帳所持者（精神障がい者）のいずれも増加傾向にあり、身体障がい者手帳所持者（身体障がい者）も増加傾向にありましたが、平成21年度では1,390人に減少しています。

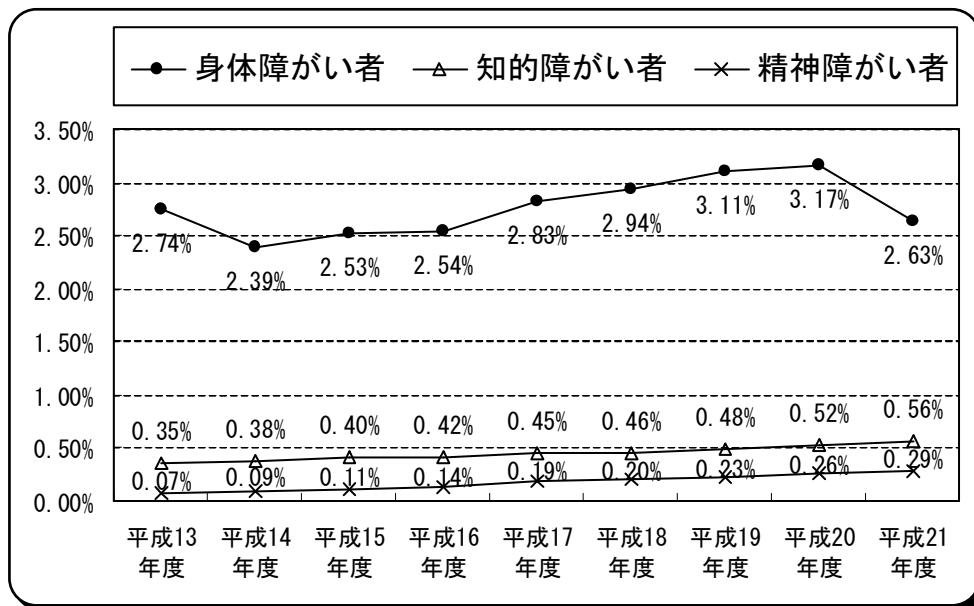
また、市の人口に占めるそれぞれの割合（障がい者割合）をみても療育手帳所持者（知的障がい者）、精神障がい者保健福祉手帳所持者（精神障がい者）は増加傾向にあり、身体障がい者手帳所持者（身体障がい者）は、減少に転じています。

●図表2-11 障がい者数推移



資料：社会福祉課（各年度末現在）

●図表 2-12 障がい者割合推移



資料:社会福祉課(各年度末現在)

## (2) 身体障がい者

身体障がい者（身体障がい者手帳所持者）の内訳をみると、部位別では肢体不自由の割合が高く半数以上を占め、次いで内臓などの障がいである内部障がいの割合が高くなっています。

一方、障がいの程度を表す手帳等級では、1級の割合が最も高く、重度障がい者の割合が高いことを示しています。

●図表 2-13 身体障がい者数の推移(身体障がい者手帳所持者数)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
身体障がい者数	1,579	-	1,664	-	1,680	-	1,390	-	
対人口割合	2.94%	-	3.11%	-	3.17%	-	2.63%	-	
部位別内訳	視覚	115	7.3%	123	7.4%	122	7.3%	103	7.4%
	聴覚	94	6.0%	99	5.9%	102	6.1%	86	6.2%
	音声	12	0.8%	12	0.7%	12	0.7%	10	0.7%
	肢体	911	57.7%	948	57.0%	953	56.7%	786	56.5%
	内部	447	28.3%	482	29.0%	491	29.2%	405	29.1%
等級別内訳	1級	582	36.9%	627	37.7%	624	37.1%	514	37.0%
	2級	278	17.6%	282	16.9%	287	17.1%	235	16.9%
	3級	221	14.0%	232	13.9%	243	14.5%	205	14.7%
	4級	309	19.6%	329	19.8%	336	20.0%	290	20.9%
	5級	109	6.9%	109	6.6%	107	6.4%	82	5.9%
	6級	80	5.1%	85	5.1%	83	4.9%	64	4.6%

資料:社会福祉課(各年度末現在)

### (3) 知的障がい者

知的障がい者（療育手帳所持者）の手帳等級では、A判定とB判定の割合が高く、特にB判定は増加傾向となっています。

●図表 2-14 知的障がい者数の推移（療育手帳所持者数）

		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
知的障がい者数		245	-	259	-	275	-	296	-
対人口割合		0.46%	-	0.48%	-	0.52%	-	0.56%	-
程度別内訳	Ⓐ	37	15.1%	39	15.1%	43	15.6%	44	14.9%
	A	84	34.3%	86	33.2%	87	31.6%	92	31.1%
	B	70	28.6%	77	29.7%	84	30.5%	84	28.4%
	C	54	22.0%	57	22.0%	61	22.2%	76	25.7%

資料：社会福祉課（各年度末現在）

### (4) 精神障がい者

精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳所持者）の手帳等級では、2級の割合が高く半数以上を占めていますが、1級が増加傾向にあります。

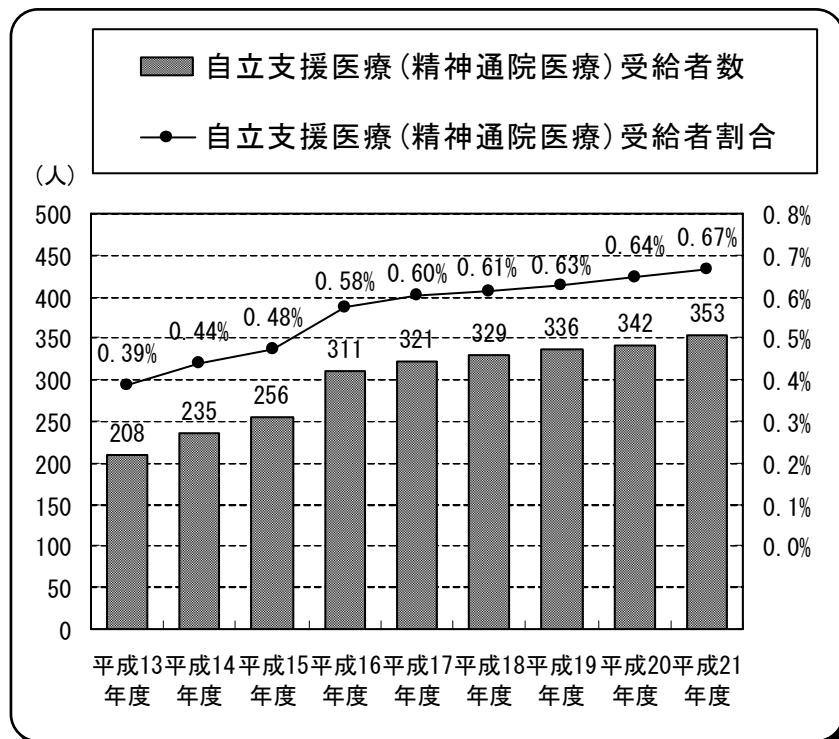
●図表 2-15 精神障がい者数の推移（精神障がい者保健福祉手帳所持者数）

		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
精神障がい者数		108	-	124	-	137	-	152	-
対人口割合		0.20%	-	0.23%	-	0.26%	-	0.29%	-
等級別内訳	1級	12	11.1%	18	14.5%	22	16.1%	24	15.8%
	2級	68	63.0%	65	52.4%	72	52.6%	84	55.3%
	3級	28	25.9%	41	33.1%	43	31.4%	44	28.9%

資料：社会福祉課（各年度末現在）

自立支援医療（精神通院医療：旧精神障がい者通院医療費公費負担）の受給者数をみると、平成17年度以降はそれまでの伸び幅と比べてゆるやかな増加となっています。

●図表2-16 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



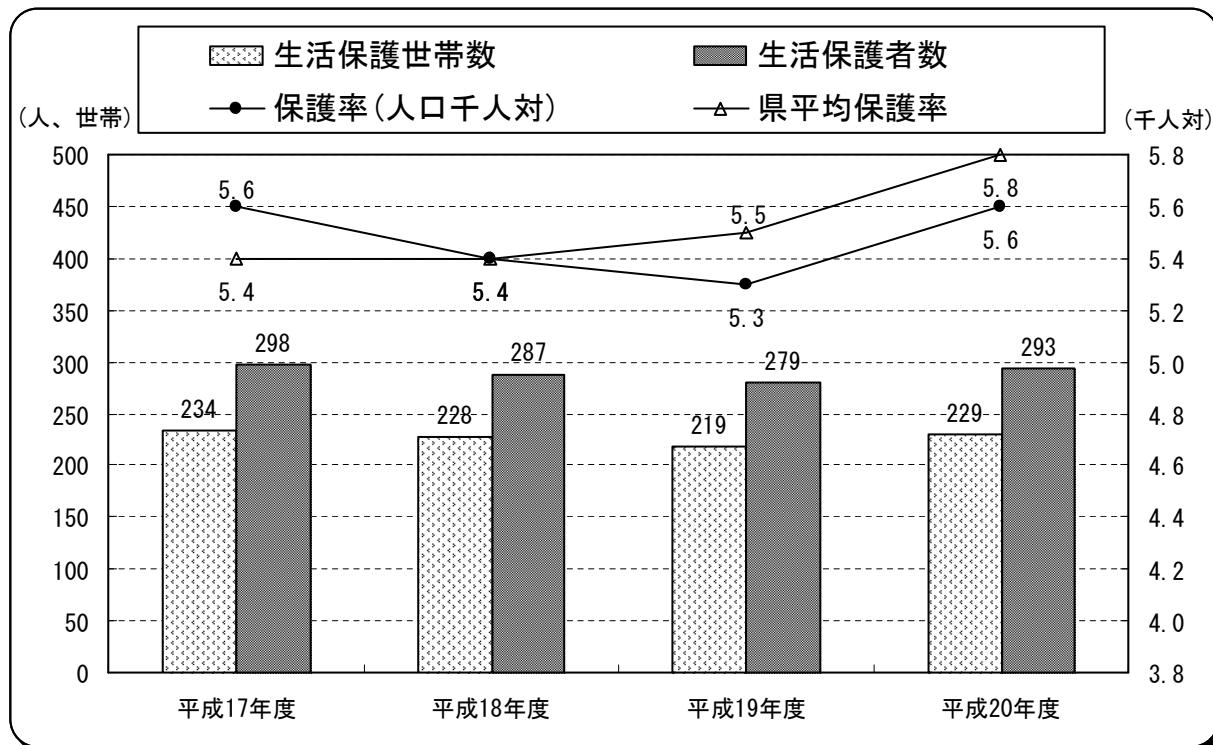
資料：社会福祉課（各年度末現在）

### 3 生活保護

#### (1) 生活保護世帯の推移

被保護世帯数および被保護者数ともに減少傾向だったものが、平成20年度では増加傾向に転じています。このため、人口千人当たりの被保護者数も、県平均とともに増加傾向に転じています。

●図表2-17 生活保護世帯推移



資料：茨城県統計年鑑

## 4 地域福祉を支える各種団体等の状況

### (1) 自治会の状況

自治会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

自治会の数は、小川地区 51、美野里地区 49、玉里地区 19 となっています。

●図表 2-18 自治会一覧

小川地区		美野里地区			玉里地区	
1 本田町	27 世楽	52 堅倉	77 大笹	101 岡		
2 中田宿	28 佐才	53 大曲	78 寺崎	102 大井戸平山		
3 大町	29 上吉影	54 仲丸	79 竹原	103 川中子		
4 川岸	30 前原	55 西明地	80 竹原下郷	104 上高崎		
5 横町	31 飯前	56 小岩戸	81 中野谷	105 下高崎		
6 橋向	32 上合	57 上小岩戸	82 上馬場	106 玉里中台		
7 坂上	33 前野	58 西郷地	83 竹原中郷	107 松山		
8 坂下	34 宿	59 柴高	84 小曾納	108 第二東宝		
9 二本松	35 下吉影荒地	60 上鶴田	85 花野井	109 大宮		
10 下馬場	36 下吉影本田	61 下鶴田	86 中台	110 田木谷駅前		
11 小塙	37 貝谷	62 長砂	87 希望ヶ丘	111 田木谷		
12 立延	38 下吉影南原	63 三箇	88 大谷	112 新田木谷		
13 中根	39 下吉影古新田	64 先後	89 金谷久保	113 栗又四ヶ		
14 下田(一)	40 百里自営	65 橋場美	90 十二所	114 みどり野		
15 下田(二)	41 百里開拓	66 清風台	91 高場	115 第三東宝		
16 宮田	42 羽木上	67 張星	92 羽鳥	116 玉里団地		
17 蟠谷	43 与沢	68 部室	93 脇山	117 野村田池		
18 川戸	44 外之内	69 納場	94 花館	118 新高浜第一		
19 稲荷坪	45 倉敷川前	70 江戸	95 駅前	119 新高浜第二		
20 野田本田	46 倉敷川向	71 江戸住宅	96 東平			
21 新林	47 与沢百里	72 羽刈	97 旭			
22 野田古新田	48 清水頭	73 五万堀	98 羽刈前			
23 隠谷	49 山野	74 北浦	99 羽鳥市営住宅			
24 鷺沼	50 田中台	75 高田	100 中峰			
25 伏沼	51 小川ニュータウン	76 手堤				
26 山川						
51		49			19	

資料:総務課(平成 22 年 2 月 1 日現在)

## (2) ボランティア団体・NPO法人の状況

「NPO」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。現在市には、保健・医療・福祉、まちづくり、環境などの分野で活動する4つの団体があります。

一方、小美玉市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア団体は35団体あり、様々な分野で活動を行っています。

●図表 2-19 市内NPO法人一覧

NO	団体名	活動内容
1	いばらき福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険法による指定認知症対応型共同施設生活介護事業</li> <li>○通所介護事業</li> <li>○訪問介護事業</li> <li>○障害者自立支援法に基づく共同生活援助事業</li> <li>○適合高齢者専用賃貸住宅の運営管理および相談斡旋事業</li> <li>○施設の浄化槽の保守管理点検事業</li> </ul>
2	エンジョイントラボ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいを有する方の社会参加推進事業</li> <li>○デザイナー向け勉強会事業</li> <li>○ファシリテーター養成事業</li> <li>○コミュニケーション活性化を目的としたワークショップ運営事業</li> <li>○市民活動支援事業</li> <li>○メンタルヘルス対策事業</li> <li>○産官学民ネットワーク研究事業</li> <li>○作業療法・デザイン振興に関する事業</li> <li>○雇用の場の促進に関する事業</li> <li>○上記の諸活動を行う団体の支援</li> <li>○その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
3	障害者雇用促進協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の居住、就業支援事業</li> <li>○障害者の製作による本やグッズ等の販売事業</li> </ul>
4	玉里しみじみの村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種イベントの企画、実施等による、まちづくり推進及び福祉増進事業</li> <li>○美術館等の設置による、社会教育推進及び文化、芸術振興事業</li> <li>○ボート、ヨット、サイクリング等を利用した、スポーツ振興事業</li> <li>○自然資源との触れ合いを通した、環境保全及び子供の健全育成事業</li> <li>○地域安全のための情報交換、発信事業</li> <li>○外国人観光客に対する通訳、案内塔の国際協力事業</li> <li>○当法人のホームページ作成等による、情報化社会の発展に資する事業</li> <li>○観光客誘致による、経済活動の活性化に資する事業</li> <li>○地域振興に取り組む他団体との情報交換、連絡事業</li> <li>○その他この法人の目的を達するために必要な事業</li> </ul>

資料：茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室「特定非営利活動法人（NPO法人）の設立認証状況一覧」  
(平成22年11月8日現在)

●図表 2-20 市内ボランティア団体一覧

NO.	団体名	活動内容	活動地区
1	ボランタリーア川	ひとり暮らしのお年寄りを対象に安否確認・手作り弁当の配食サービス(月1回)・日赤乳児院へ衣料協力、裁縫、地域のイベント参加等幅広い福祉活動を実施	小川
2	話し方教室	市の広報誌や図書を朗読録音し、目の不自由な方に送る[声のテープ]の制作や朗読劇による施設慰問を実施	小川
3	手話の会「ストケシア」	手話による聴覚障害者との交流会や学校への手話指導のボランティアサークル	小川
4	絵本とおはなしの会「夢ぽけっと」	地区内外の幼稚園・施設・やすらぎ大学・子供会等にてづくり絵本の読み聞かせやカーテンシアターを行う	小川
5	子ども向け日本語ボランティア 「手と手の会」	外国人の子どもの日本語習得支援	小川
6	みのり国際福祉ボランティア アーリー	タイ王国等、アジアのストリートチルドレンの救済を目的としたバザー・福祉活動を展開	美野里
7	だん暖	社協の歳末たすけあい事業「餅つき大会」の協力や、施設などへのすきね持参の出張餅つきを行う	美野里
8	スイートピー	町内会有志が結成。国際協力・災害義援等を目的とした「アルミニ缶回収運動」を実施	美野里
9	株式会社前川林業 清掃ボランティア	社員教育の一環として、美野里ロードパーク、桜並木、周辺道路や仲丸神社の清掃を毎朝365日実施	美野里
10	美野里ライオンズクラブ	県立盲学校の栽培学習や老人マッサージ実地訓練の協力、献血献眼、献腎運動の啓発他チャリティ活動	美野里
11	小美玉市食生活改善推進協議会	毎月1回ひとり暮らし高齢者を対象とした給食サービス及び90歳以上の高齢者を対象とした「サロンドみのり」調理ボランティア	美野里
12	小美玉市母子寡婦福祉協会	福祉バザーの実施やひとり暮らし高齢者・高齢世帯を対象とした「歳末もちつき大会」への協力	美野里
13	すみれの会	生協の福祉グループとして結成。市内外の福祉施設、福祉作業所、各種催事の保育ボランティアとして活動	美野里
14	ポピー	青丘園のボランティアグループとして結成。青丘園他福祉作業所、各種催事の保育ボランティアとして活動	美野里
15	点訳サークル てんとうむし	社協の点字講座の受講生が結成。月2回の勉強会を行いながら小学校にも点字指導や点字本の制作を行う	美野里
16	手話サークル	毎週1回の勉強会を行いながら、小学校等にもボランティアとして出向く。町文化祭においては手話コーラスを実施	美野里
17	配食サービスボランティア	毎週2回、町民のひとり暮らし高齢者等に昼食のお弁当を利用者宅に配食するとともに安否確認を行っている。	美野里
18	小美玉市消費生活の会 美野里生活学校	生活者としての消費生活に関する問題全般に取り組む	美野里
19	民謡花の会	福祉施設や各種催事で舞踊、民謡、漫談等を行うボランティア	美野里
20	みのりフラシスターズ	各種催事においてハワイアンダンスを行うボランティア	美野里

NO.	団体名	活動内容	活動地区
21	サンヘルともいき	訪問介護員養成3級課程修了者による、美野里ともいきプラザ生きがいデイサービスの指導。サロン・ド・みのりにおける利用者送迎及び準備・接待	美野里
22	「傾聴ほほえみ」の会	急速に進展する高齢化社会の中で、話す機会のない高齢者が増えている。そこで、個人・施設等において高齢者の心のケアをする活動として傾聴ボランティアを行う	美野里
23	小美玉市更生保護女性会	女性の立場から犯罪者の更生保護事業を助けると共に、地域社会全体における犯罪予防活動に奉仕し、会員相互の研修と親睦をはかることを目的とする	美野里
24	ボランティア柿の実	毎月1回ひとり暮らしの高齢者への給食サービスの弁当作りを行い、その他イベントへの協力	玉里
25	みつばち	年9回ひとり暮らしの高齢者への給食サービスで配達を行いその他日赤への協力	玉里
26	ひこうせん	各小学校等へのお話し会(読み聞かせ)の協力	玉里
27	ひまわりボランティア	グループホーム入所者への話し相手レクリエーションへの協力	玉里
28	絵手紙同好会	65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方々に対し絵手紙を送る。社協の福祉事業への協力	玉里
29	陶芸	社協内のいきいきサロンでの指導協力等	玉里
30	七宝焼	社協内のいきいきサロンでの指導協力等	玉里
31	ハートフルハンド玉里	学校や社協での手話の指導等	玉里
32	小美玉市 シルバーリハビリ体操指導士会	高齢者へのねたきり予防・防止等で体操指導を行う	玉里
33	玉里ギターフレンズ	社協内のいきいきサロンでの演奏協力等	玉里
34	中台東「ホトメの里」の会	環境整備・維持活動を中心に地域住民、施設や企業とともに福祉活動を行うボランティア	玉里
35	個人	レクレーション等の指導協力等	玉里

資料:小美玉市社会福祉協議会(平成22年11月8日現在)

### (3) 社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業連絡・調整・調査・企画・事業をおこなう社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利団体の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体問題としてとらえ、皆で支えあい、学びあいながら、誰もがりのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らさせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

### (4) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

現在市では、民生委員・児童委員が 83 人、主任児童委員が 6 人の合計 89 人が活動しています。



## 5 アンケート調査結果要約

---

### (1) 地域とのかかわり

#### …若年者ほど希薄になる近所づきあい

親しい近所づきあいをしているのは全体の約3割に過ぎず、20歳代から30歳代の若年者や居住年数の浅い人では、あいさつ程度のつきあいが多くなっています。

また、今後の近所づきあいには、現状より親しいつきあいを望む人が多くみられます。

一方、行政区・常会(班)への加入状況は全体の約8割が加入しているものの、居住年数の浅い人やひとり暮らし世帯では加入率が低くなっています。

### (2) 地域活動への参加状況

#### …参加6割。不参加理由のトップは「時間がない」。

地域活動に参加している人は全体の約6割ですが、40歳代から70歳代での参加率が高く、若年者や居住年数の浅い人では、参加率が低くなっています。

また、参加している地域活動としては「行政区・常会(班)活動」や「清掃・美化活動」、「募金への協力活動」などが上位となっており、参加頻度は「半年、もしくは季節ごとに1～2回程度」が半数近くを占めています。

地域活動への参加理由では「地域や社会に貢献したい」や「役回りで仕方なく」が上位となっており、男性では「地域や社会に貢献したい」が、また、女性では「役回りで仕方なく」が比較的高くなっています。

反対に、地域活動の不参加理由としては「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が最も多いものの、「活動の内容や参加方法がわからない」も上位にあがっており、今後の参加意向でも約6割が条件次第となっていることから、情報提供や参加勧奨、開催日時などの工夫次第で参加者増加の可能性があります。

### (3) 地域、生活に関する情報の入手実態

…若年者で低い入手率。広報紙やＨＰの利用進む。

地域や生活に関する情報を得られていると回答している人は全体で約5割にのぼるもの、20歳代や30歳代の若年者、居住年数の浅い人ではその割合が低くなっています。

また、情報の入手先としては「市や県の広報紙やホームページ」や「新聞・テレビ・雑誌・地域情報紙」が上位となっています。

### (4) 生活上の悩み、住民同士の支えあい

…住民同士の支えあい「必要」が8割。

日常生活で困りごとがある人は全体の約3割にのぼり、特にひとり暮らし世帯でその割合が高くなっています。

また、困りごとの内容では「経済的なこと」や「家族の介護、障がいを持つ家族に関するここと」が上位にあがっており、相談相手としては「家族や親族」や「友人・知人」などの身近で親しい人が上位を占めています。

住民同士の支えあいについては、支えあい活動を必要だと思う人が8割を超えており、実際に参加・提供できるとする割合が4割を超えて活動は「ひとり暮らし高齢者の見守り訪問や声かけ」、「災害時、緊急時の援助」、「路上のゴミの管理等、環境の保持活動」で、「高齢者や障がいを持つ人の、買い物や洗濯等の日常生活のお手伝い」などは手助けの必要性が4割を超えているのに対し、提供できる割合は2割に届いていないなど、需要と供給に不均衡が生じています。

さらに、災害や緊急時に備えた個人情報の収集については、戸別訪問により登録への同意を求める「戸別訪問型」と、当事者の同意の有無にかかわらず該当者全員を登録する「全登録型」の2つに意見が分かれる結果となっています。

一方、支えあいが必要ないとする人の理由としては「自分の生活は自分で責任を持つべきだと思うから」や「個人の生活を尊重すべきだと思うから」が上位にあがっています。

## (5) ボランティアやN P O活動への参加状況

…参加率 25%。非参加者の今後の参加意欲 6割。

ボランティアやN P O活動への参加状況としては、全体で約 25%程度にとどまっており、地域活動等へ参加している人がボランティア活動も行っている割合が高くなっています。

参加している活動の内容としては「地域交流・まちづくりに関する活動」や「文化・スポーツに関する活動」、「自然・環境保護に関する活動」が上位にあがっています。

また、こうした社会活動に参加している理由としては「地域や社会に貢献したい」が目立って多く、反対に参加していない理由では「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」や「活動の内容や参加方法がわからぬ」が上位となつておき、地域活動での調査結果と似た結果となっています。

今後の参加意欲としては、社会活動への参加経験がない人の約 6割に参加の可能性があります。

## (6) 地域福祉に関する社会的資源の認知度、必要性

…社会福祉協議会について、高齢者で高い認知度。

小美玉市社会福祉協議会の名称や活動内容に関する認知度は全体で約 3割で、50 歳代以上の認知度が高くなっています。

また、居住地域の民生委員・児童委員の認知度は全体で 3割を超えているものの、50 歳未満の人の認知度は 2割を下回っています。

## (7) 小美玉市の地域福祉に関する各種施策への評価

…地域や周辺環境には高く、地域福祉には低い評価。

居住している地域や周辺の環境については、「これからも小美玉市に住み続けたい」、「現在、住んでいる地域に愛着を持っている」、「総合的にみて、あなたにとって小美玉市は住みよい」などで比較的評価が高く、住み続けたいまちであることがわかります。一方、「隣近所等、身近な地域での助け合いや交流活動が活発である」や「ボランティア活動やNPO活動が活発である」などは低く、地域福祉推進の必要性が表れています。

## (8) 市民と行政の協働体制

…協働体制「進んでいない」が半数近く。

地域福祉における市民と行政の協働体制が進んでいると思っている人は4割に届かず、進んでいないと思っている人が半数近くにのぼります。

また、地域福祉を推進する上で望ましい市民と行政の関係としては、全体で「住民・行政協調型」が多いものの、居住年数が5年以上となる人では「行政主導型」の希望も高くなっています。

## (9) 地域福祉の優先度

…高齢者、障がい者、子育てへの支援と防犯体制が重要。

住み慣れた地域で安心して生活していくための取組としては、「高齢者への支援」や「防犯体制が整ったまちづくり」、「障がい者への支援」、「子ども、子育て家庭への支援」などが上位にあがっています。

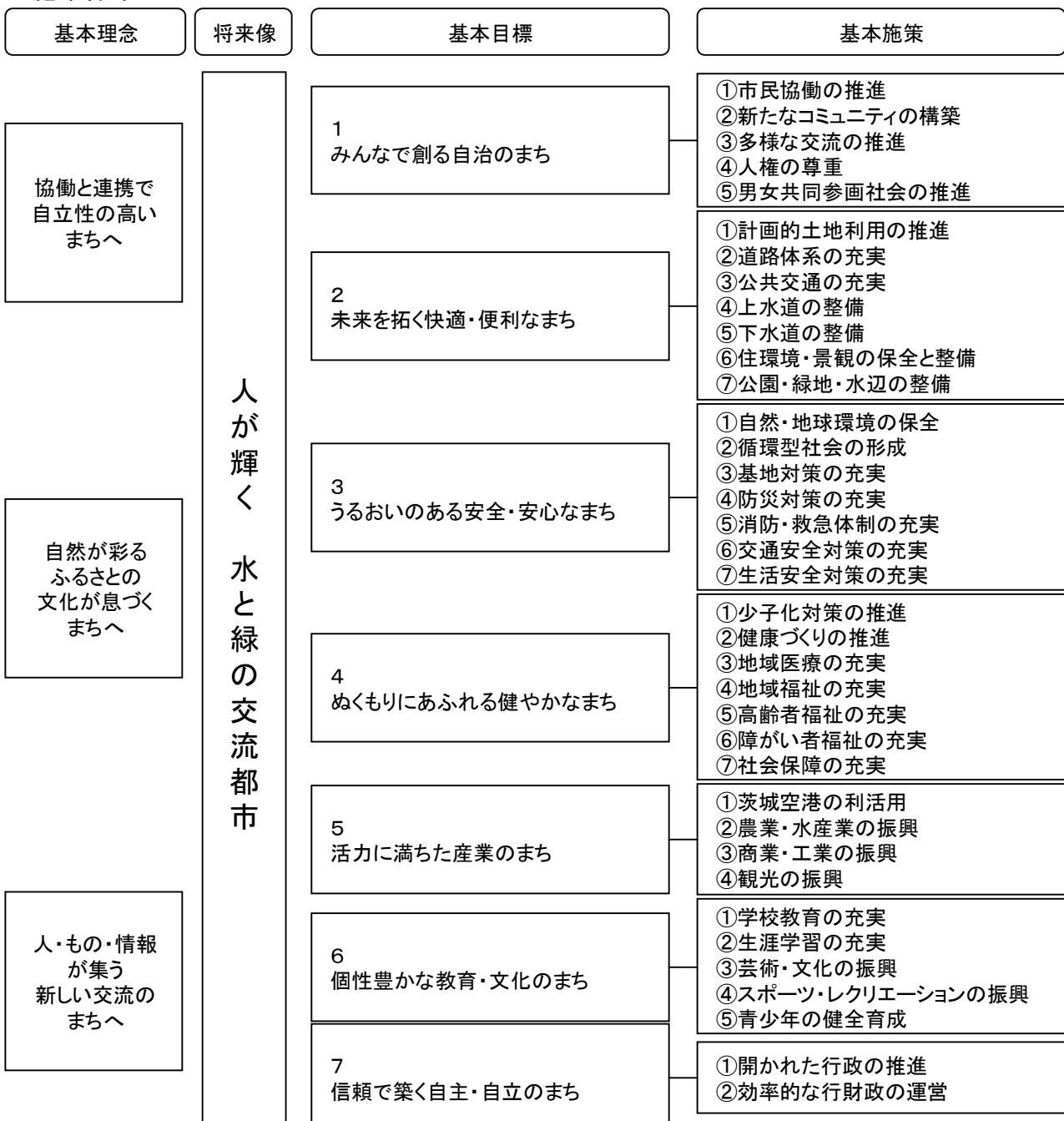
## 6 各種関連計画の概要

### (1) 総合計画

#### 小美玉市総合計画 2008-2017

計画期間：平成20年度～平成29年度

##### ○施策体系



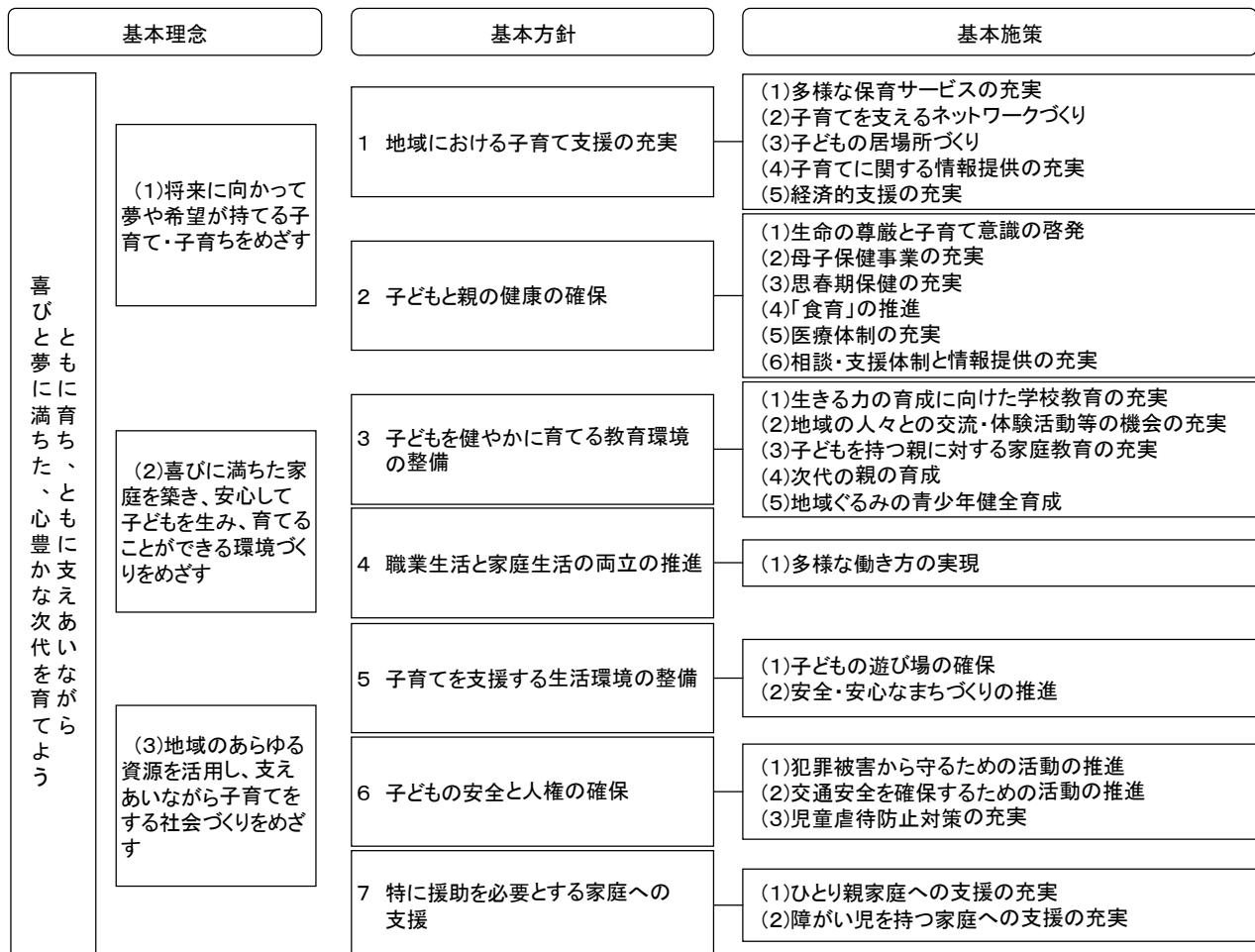
## (2) 子育て

### 小美玉市子育て・子育ち支援計画

#### —小美玉市次世代育成支援地域行動計画後期計画 2010～2014—

計画期間：平成22年度～平成26年度

#### ○施策体系

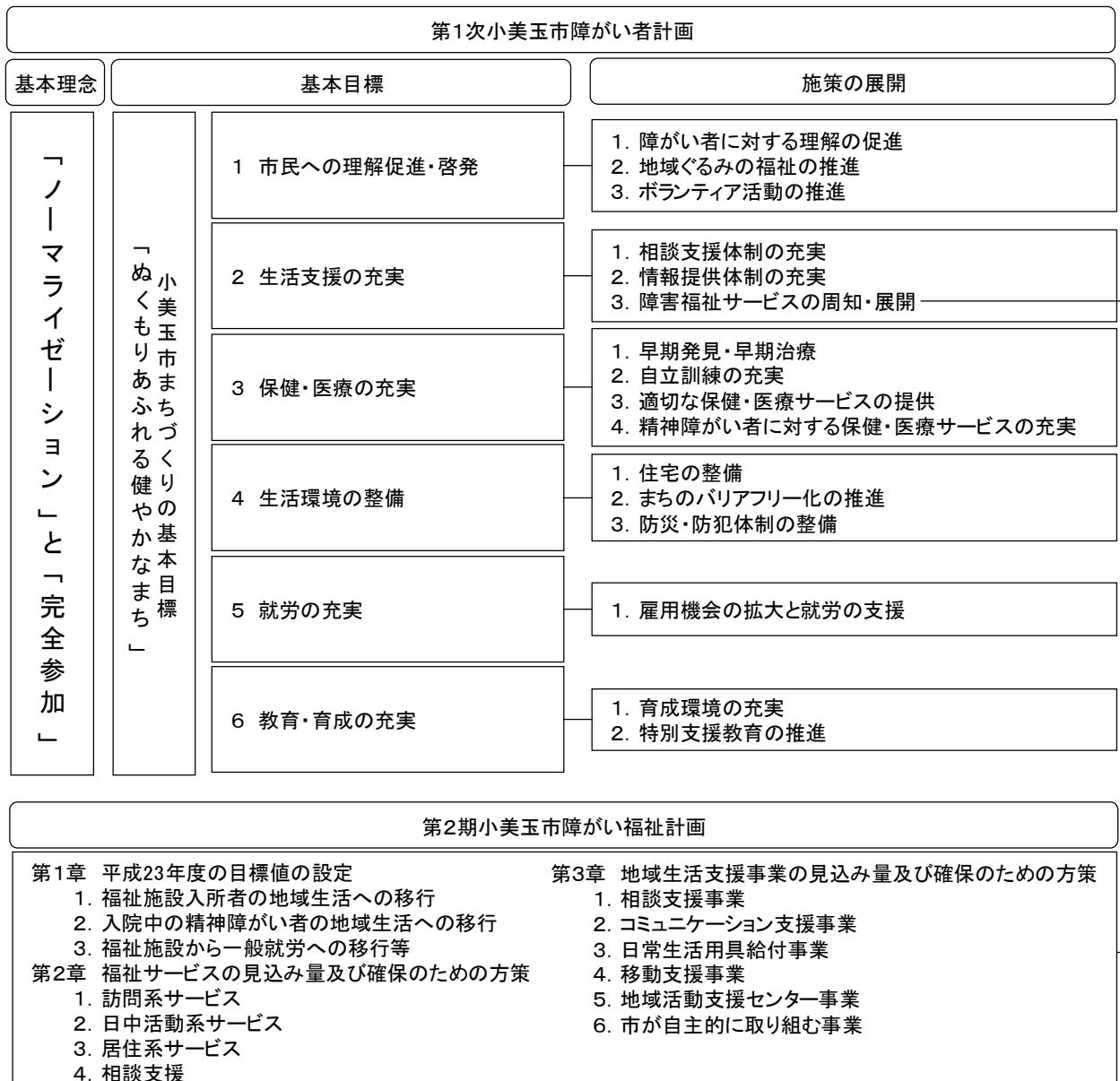


### (3) 障がい者

#### 第1次小美玉市障がい者計画・第2期小美玉市障がい福祉計画

計画期間：平成21年度～平成23年度

##### ○施策体系



## (4) 高齢者・介護

### 小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画

計画期間：平成21年度～平成23年度

基本理念：好きだから このまちずっと 過ごすために  
— 新たな福祉社会づくりをめざして —

- 重点施策：
1. 生きがいづくりの推進
  2. 高齢者福祉サービス事業の充実
  3. 介護予防・地域ケアの推進
  4. 介護サービスの充実

- 基本方針：
1. 介護予防の推進
  2. 必要に応じた支援・サービス提供体制の構築
  3. 社会参加といきがいづくりの支援
  4. 尊厳あるくらしの支援
  5. ふれあい・ささえあいネットワークの構築

#### ○施策体系（高齢者福祉計画）

施 策	事業項目	
高齢者が安心して暮らせるまちづくり	(1)在宅自立生活の充実	①軽度生活援助事業 ②さわやか出前理美容サービス事業 ③高齢者日常生活用具給付事業 ④ひとり暮らし高齢者「愛の定期便事業」 ⑤緊急通報システム装置の設置 ⑥外出支援サービス事業 ⑦地域ケアシステム推進事業 ⑧移送サービスの充実
	(2)施設サービスの充実	①養護老人ホーム ②ケアハウス(軽費老人ホーム) ③有料老人ホーム ④老人福祉センター
	(3)ボランティア人材・団体の育成・支援と福祉意識の醸成	①福祉員制度の充実 ②茨城県地域介護ヘルパー養成事業(訪問介護員) 受講運動の推進 ③ボランティア等の育成・支援 ④福祉教育の実施
	(4)安心・安全のまちづくりの推進	①防犯・防災・緊急時対策の推進 ②バリアフリーのまちづくり ③身近な相談の場の充実
高齢者の社会参加といきがいづくり	(1)社会参加の促進	①社会参加の推進 ②高齢者のボランティア活動等への支援
	(2)生涯学習活動の推進	
	(3)スポーツ活動等の推進	
	(4)高齢者の就業支援	①シルバー人材センター ②高齢者の知識・技術の活用
	(5)活動拠点の整備	
	(6)老人クラブ活動の充実	

## ○施策体系（介護保険事業計画）

施 策	事 業 項 目	
介護給付サービス	(1)居宅サービス	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売
	(2)地域密着型サービス	①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護 ④認知症対応型共同生活介護 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(3)住宅改修	
	(4)居宅介護支援	
	(5)介護保険施設サービス	①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④療養病床(医療保険適用)からの転換分
予防給付サービス	(1)介護予防サービス	①介護予防訪問介護 ②介護予防訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護 ⑦介護予防通所リハビリテーション ⑧介護予防短期入所生活介護 ⑨介護予防短期入所療養介護 ⑩介護予防特定施設入居者生活介護 ⑪介護予防福祉用具貸与 ⑫特定介護予防福祉用具販売
	(2)地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護
	(3)住宅改修	
	(4)介護予防支援	
地域支援事業	(1)介護予防事業	<特定高齢者施策> ①特定高齢者把握事業 ②通所型介護予防事業 ③訪問型介護予防事業 ④介護予防特定高齢者施策評価事業 <一般高齢者施策> ①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③介護予防一般高齢者施策評価事業
	(2)包括的支援事業	①地域包括支援センター
	(3)任意事業	①介護給付等費用適正化事業 ②家族介護支援事業
市町村特別給付事業	(1)特殊浴室介護事業	

## (5) 小美玉市社会福祉協議会

### 地域福祉活動計画

計画期間：平成 21 年度～平成 30 年度

#### ○施策体系

到達目標 ：あなたとつくるふれあいのまち	基本理念	基本目標	基本方針	実施計画
	I 地域住民を主体とした支え合い活動を支援します	II 在宅福祉サービスの総合供給体制をつくります	III 新たな住民一ズや地域福祉課題解決のために柔軟に取り組みます	IV 社協の基盤整備を行います
			施策 1 地域性を生かした組織化活動・当事者活動をさらに拡げ支援します	・ニーズ解決のため活動を活発にします ・事務局機能の充実を図り活動の自立に向けた支援を強化します
			施策 2 ボランティア活動をさらに拡げ活動の支援をします	・ボランティアの活動拠点を充実させ強化を図ります ・ボランティア連絡協議会の機能充実と活動の支援を強化します ・地域で活動するボランティアを支援・養成します
			施策 3 ボランティアのきっかけづくりを行います	・ボランティアに取り組みやすい環境を整えます
			施策 4 地域住民のつながりを深めます	・地域で支えあう仕組みづくりを支援します
			施策 5 福祉教育を進め、福祉の理解を深めます	・児童・生徒への福祉教育の場を設けます ・福祉体験学習を進めます ・福祉への理解を深め福祉事業への参加を進めます
			施策 6 総合相談窓口の確立を目指します	・問題解決のための包括的支援をします
			施策 7 関係施設とのネットワークづくりを促進します	・連携のための体制づくりをします
			施策 8 在宅での生活をサポートします	・住民参加による在宅福祉サービスを提供します ・公的サービスを補完します ・在宅介護者・子育ての支援を行います
			施策 9 質の高い利用者サービスを進めます	・サービスを充実させ基盤整備を行います
			施策 10 高齢者福祉サービスの充実を図ります	・ニーズに対応した、援助機能を充実させます ・自立支援に対する技能を高めます
			施策 11 障がい者福祉サービスの充実を図ります	・ニーズに対応した、援助機能を充実させます ・自立支援に対する技能を高めます
			施策 12 生活福祉の充実を図ります	・ニーズに対応した、援助機能を充実させます
			施策 13 ニーズ発掘の仕組みを確立します	・問題解決のための支援をします
			施策 14 地域の関係機関・団体との連携強化を図ります	・連携のための体制づくりを充実させます ・連絡調整機能を高めます
			施策 15 福祉団体との連携強化を図ります	・高齢者が元気であるために活動や参加を支援します
			施策 16 事務局体制の整備を目指します	・業務の管理・点検・整理を行います ・職員の技能を高めます ・市民が訪れやすい事務局にします ・理事会・評議員会の的確な運営に努めます
			施策 17 社協活動の理解を促進します	・広報を効果的に行い、住民に情報を提供していきます
			施策 18 財源の確保に努めます	・安定した財源の確保に努めます ・募金の使途を明確にし、寄付者への理解を深めるよう努めます ・会員制度の充実を図ります ・共同募金への理解と協力を進めます
			施策 19 施設を拠点としたまちづくりを進めます	・事業規模に応じた施設を確保します ・設備の管理運営を的確にし、機能を保持します

# 第3章 計画の基本方向

## 1 基本理念

基本理念

ぬくもりあふれるまちづくり

子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活をおくることができるよう、一人ひとりが思いやりの温かなこころをもち、お互いに支えあう地域づくりを目指すとともに、総合計画の基本目標である「ぬくもりにあふれる健やかなまち」に倣って、「ぬくもりあふれるまちづくり」を基本理念とします。

また、基本理念を実現するため、利用者本位の福祉サービス利用体制の構築、地域福祉を支える人づくり、安心して暮らせるまちづくりを目指し、基本目標として以下の3つを設定します。

基本目標

1. みんなに届く福祉サービスづくり
2. 地域で共に支えあうあたたかな心づくり
3. 安心して暮らせるまちづくり

## 2 基本目標

### 1. みんなに届く福祉サービスづくり

近年、福祉サービスは、行政が措置として提供する仕組みから、利用者が福祉サービスを主体的に選択することができるような仕組みへと移っています。こうしたなかで、だれもが安心して福祉サービスを利用するためには、必要な時に適切な情報を得ることができ、利用できる仕組みを整えなければなりません。そのためには、相談支援・情報提供体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉が連携し、利用者主体の福祉サービスを提供するための基盤整備をさらに進めることが必要となります。

### 2. 地域で共に支えあうあたたかな心づくり

これから地域福祉は、従来のように限られた人の保護・救済にとどまらず、互いに支えあい、誰もが家庭や地域で尊厳を持ってその人らしくいきいきとした生活が送れるようにすることが求められます。そのためには、隣近所の支えあいや声かけなど、地域社会を基盤とした社会連帯の考えに基づいた地域福祉の推進を図らなければなりません。

今後、地域福祉を推進していくためには、お互いを尊重しあい、支えあうあたたかな心を育成し、福祉活動を担う人材の育成や地域の豊かな知識と経験をもった人材の活用を進めるとともに、ボランティア活動やNPO活動等の推進及びその活動への支援を拡充する必要があります。

### 3. 安心して暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、住宅、道路、公園、公共施設などの生活環境が安全で快適に利用でき、社会への参加やコミュニケーション、防犯・防災体制などの分野で、全ての人にとって安全で生活しやすいまちづくりを推進する必要があります。

### 3 体系図

基本理念を筆頭とした、当計画の体系を次のように定め、効果的、効率的な施策展開に努めます。

